

東 弁 往 来

第37回 栗原ひまわり基金法律事務所



仙台弁護士会会員
三森 祐二郎 (63期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。当会在会中には、新進会員活動委員会に所属。2012年6月に仙台弁護士会へ登録換え、現在に至る。

栗原ひまわり基金
法律事務所
(宮城県栗原市)

1. はじめに

栗原ひまわり基金法律事務所は、平成20年8月に、弁護士が一人もいない地域であった宮城県栗原市に、久保田恭章弁護士（久保田弁護士は東京弁護士会の支援により設立された都市型公設事務所（北千住パブリック法律事務所）で養成を受けられた方です）によって設立された事務所です。

私は、平成22年12月に東京弁護士会に弁護士登録し、東京パブリック法律事務所（同事務所も東京弁護士会の支援により設立された都市型公設事務所の一つです）において司法過疎地域で活動するための養成を1年5か月にわたり受けた後に、平成24年6月に仙台弁護士会へ登録換えし、平成24年8月に栗原ひまわり基金法律事務所の2代目所長に就任しました。

当事務所の現在の人的体制は、弁護士1名、事務職員1名になります。

2. 栗原市について

(1) 栗原市は、人口約7万3千人、宮城県の内陸北部に位置し、面積の8割近くが森林や原野、田畑で占められた岩手・秋田両県に接する自然豊かな田園都市です。自然豊かな土地のため、カエルやカマキリ、クワガタなどの来客が事務所にあることもしばしばです。私などは、クワガタとかを見ると、ついつい童心に帰ってしまいます。

県内最大となる面積800平方キロメートルを超える市内には、北部には奥羽山脈に属する標高約1627メートルの名峰・栗駒山がそびえ、東西には迫川が貫流し大地を潤しています。この原稿を書い

ているこの時期（10月）は、栗駒山の紅葉が見頃を迎え、登山客や紅葉狩り、ツーリングなどで賑わっています。

栗原市の自然を語るときに忘れてはならないのが地震です。平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、さらには平成23年3月の東日本大震災と甚大な震災に二度も見舞われましたが、今では穏やかな景色が戻りつつあります。

気候ですが、降雪量には市内でも地域によって差があるものの、山間部以外は比較的雪が少なく、夏場は夜になると涼しい風が吹き、年間を通して過ごしやすい気候です。梅雨の季節でも、気温が低いことから湿度で不快に感じることは全くありません。

栗原市の特産は、お米（ひとめぼれ）です。米どころならでは地酒もおいしく、種類も豊富です。新米の季節には、新米とともに漢方牛や自然薯、高原大根などの特産物に舌鼓を打ちます。

栗原市内には、東北新幹線のくりこま高原駅や東北自動車道の築館ICなどがあり、仙台をはじめとする東北各地へはもちろん、東京へのアクセスも非常に便利です。市内での交通手段は、自家用車やバスが主たるものになっています。

(2) 栗原市で生活されている方の人柄は、私の多分の主観によりますが、純粹、勤勉、真面目、温厚という言葉で言い表せるかと思います。

(3) なお、世間ではご当地のゆるキャラが流行していますが、栗原市にはマスコットキャラクターの「ねじりほんによ」がいます。「ねじりほんによ」とは、刈り取った稲を棒掛けして乾燥させているものです。

米どころ栗原ならではのマスコットキャラクターとして、栗原市PR担当主事を担っているそうです。

3. 栗原ひまわり基金法律事務所での活動にかかわる司法インフラ事情について

- (1) 当事務所のある栗原市を管轄する裁判所は、仙台地方・家庭裁判所古川支部と築館簡易裁判所です。前述のように栗原市は約7万3千人の人口や広大な土地面積を有するものの、裁判所は築館簡易裁判所（独立簡裁）しかありません。

このため、当事務所で依頼を受ける事件の多くは当事務所から車で40分程度の距離にある仙台地方・家庭裁判所古川支部（宮城県大崎市）に係属することになります。

ただ、合議事件、労働審判事件、民事執行事件については同支部においては取り扱っていないことから、車で1時間ほどの距離にある（高速道路利用の場合の時間です）仙台地方裁判所本庁に係属することになります。

なお、少年事件に関連してですが、少年鑑別所は仙台市内にしかありません（当事務所からは高速道路を利用して1時間40分ほどかかります）。

このため、何をするにも車でそれなりの時間の移動を伴うと言っても過言ではありません。

- (2) 栗原市内に法律事務所を構えるのは私のほかはおひとりだけです。

4. 栗原ひまわり基金法律事務所における活動について

(1) 事務所で依頼を受ける事件の概要

自己破産事件を中心とした債務整理事件、離婚や相続などの家事事件、被疑者国選・被告人国選事件といった刑事事件、裁判所から依頼される破産管財事件などが当事務所において依頼を受ける数の多い事件です。

(2) 事務所外での活動

栗原市では自殺率が非常に高かったこともあり、市が様々な団体等と連携を行い積極的に自殺対策に取り組んできています。この連携のために立ち上げられた市の自殺防止対策連絡協議会の弁護士委員の1人として初代所長の頃から委嘱を受けており、私も現在この委員となり、協議会へ出席し報告をする、この対策の一環として行われる無料法律相談会に参

加するなどの活動をしています。

また、私は仙台弁護士会の自死問題対策PTの委員になっていますが、同PTの委員の有志の方々が参加されている社会福祉法人仙台いのちの

電話主催の無料法律相談会に、先輩の委員の方に誘っていただいたことをきっかけに参加しています。

この他に、東日本大震災に関連する活動として法テラス被災地出張所・南三陸での相談担当をほぼ毎月1回行っています。



5. 赴任から現在までを振り返って ～この記事を読んで興味を持たれた方へ

非常に充実した幸せな時間を送ってこられたのではないかとと思っています。

それは、敬愛する栗原市民の方々や周辺地域の方々のために、その社会内ではほんの一部を構成するものに過ぎないとはいえ、欠くことのできない部分の活動を自分がしていることを実感してこられたからです。また、多くの人達と出会い、出会った人達が将来に向けて変わっていきこうと歩み始められた姿を見届けることができたからです。

また、具体的な仕事の内容面などで言えば、東京ではできないような、若手弁護士であっても破産事件の管財人に選任されたり、自治体の委員に任命されたりしたことによる仕事ができたと、関係機関の人達とざくばらんに話をしながら仕事をするということなどができたことも充実感につながっているかと思います。

最後になりますが、ひまわり基金法律事務所への赴任は、しがらみの少ない若手の弁護士の方でなければなかなか難しいことかと思っています。また、ひまわり基金法律事務所の数、赴任された先輩方の定着などにより昔に比べ少なくなってきました。今回、この「東弁往来」を読まれて、少しでも興味を持たれた若手の弁護士の方には、時機を逸することなく、是非ひまわり基金法律事務所へ赴任していただきたいと思っています。そして、弁護士人生における貴重な経験のひとつにしていただければと思います。